

山梨県公報

第三百七十三号

令和五年

四月二十七日

木曜日

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(二件)……………二八九

○道路の区域変更(二件)……………二九〇

訓令

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二九〇

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二九〇

○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………二九一

公告

○随意契約の相手方の決定について……………二九一

○換地計画の決定……………二九一

○土地改良区役員の退任及び就任……………二九二

○基本測量の終了(二件)……………二九三

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二九三

教育委員会

○落札者の決定について(二件)……………二九四

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………二九四

○令和五年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………二九五

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………三〇二

公安委員会

○山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………三二七

○一般競争入札について……………三二七

○落札者の決定について……………三二八

その他

○あつせん員候補者の告示……………三二九

告示

山梨県告示第三百三十二号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十八年山梨県告示第二十九号により指定した区域の一部及び平成二十九年山梨県告示第三十四号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字大島千百九十九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第三百三十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十八年山梨県告示第二十九号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 中巨摩郡昭和町築地新居字大島千百九十九番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第六条第一項第二号の規定による試料採取等を実施した結果、土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
中巨摩郡昭和町築地新居字村北三六五番三 地先から 中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二四〇 番一地先まで	七・三 一五・八	五・六 一五・八	四二五・一

山梨県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
	七・三 一五・八	五・六 一五・八	四二五・一

訓令

山梨県訓令甲第八号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年四月二十七日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「感染症対策統轄官補 知事政策局長 スポーツ振興局長」を「知事政策局長」に、「リニア未来創造局長 総務部長」を「総務部長」に、「観光文化部長」を「観光文化・スポーツ部長」に改める。

別表第二中「感染症対策センター理事」を「感染症対策統轄官補」に、「スポーツ振興局長 県民生活部次長」を「県民生活部次長」に、「リニア未来創造局長 総務部次長」を「総務部次長」に、「産業労働部次長 観光文化部次長」を「産業労働部理事 観光文化・スポーツ部次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年四月二十七日
本 出 先 機 関 庁

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県総合計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「感染症対策統轄官補 知事政策局長 スポーツ振興局長」を「知事政策局長」に、「リニア未来創造局長 総務部長」を「総務部長」に、「観光文化部長」を「観光文化・スポーツ部長」に改める。

別表第二中「感染症対策センター理事」を「感染症対策統轄官補」に改め、同表スポーツ振興局の項及びリニア未来創造局の項を削り、同表林政部の項中「企画調整主幹」を「主幹」に改め、同表中「産業労働部次長」を「産業労働部理事」に改め、同表観光文化部の項を次のように改める。

観光文化・スポーツ部長	観光文化・スポーツ部次長	企画調整主幹
-------------	--------------	--------

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「知事政策局長 スポーツ振興局長」を「知事政策局長」に、「リニア未来創造局長」を「男女共同参画・共生社会推進統括官」に、「観光文化部長」を「観光文化・スポーツ部長」に改める。

別表二中「労働雇用課長 産業人材育成課長」を「労政人材育成課長」に、「高校改革・特別支援教育課長」を「特別支援教育・児童生徒支援課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 山梨県本庁舎で使用する電気
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部資産活用課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年二月十四日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社
- (二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 契約金額 二億四千八百四十七万四千四百九十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号該当）。

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（八田地区徳永工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年四月二十八日から同年五月三十日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年六月十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十月二十七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	雨宮茂由	山梨市市川三千百十八番地	令和五年三月三十一日
理事	荻原修	山梨市市川七百六十六番地	同
同	寺島仁	山梨市市川七百二十四番地	同
同	古屋宏	山梨市市川二千百六十六番地	同
同	辻寛治	山梨市市川二百九十三番地	同
同	市川文吉	山梨市北四百九十七番地一	同
同	遠藤修	山梨市北六百番地	同
同	鶴田聖也	山梨市北九百十四番地	同
同	佐藤好幸	山梨市西四百五十五番地	同
同	青柳泉	山梨市東二千二百四十一番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	雨宮朝幸	山梨市西二千三番地	同
監事	古屋一朗	山梨市市川千六百三十八番地	同
同	雨宮正人	山梨市北五百三十五番地	同
同	手塚泰和	山梨市西二千五百六十四番地 三	同
員外監事	松土正美	山梨市市川千二百七十七番地一	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	市川潤一	山梨市市川千九百八十七番地	令和五年四月一日
理事	金丸昭彦	山梨市市川四百六十番地	同
同	丸山利文	山梨市市川二千百三十五番地	同
理事	窪田新治	山梨市市川三百三番地二	同
同	中川邦男	山梨市市川七百三十八番地一	同
同	小宮山和仁	山梨市市川千四百十七番地二	同
同	雨宮孝吉	山梨市北五百七十二番地	同
同	窪田良永	山梨市北百三十四番地	同

同	河野順一	山梨市北千七百七十七番地三	同
同	佐藤孝雄	山梨市北千百九十六番地一	同
同	神子澤昇	山梨市西二千五百九十一番地 五	同
同	後藤昌宏	山梨市西千八百九十三番地	同
監事	古屋伯彦	山梨市市川二千九百九十七番地 地	同
同	雨宮初美	山梨市北八百二十三番地	同
同	手塚泰和	山梨市西二千五百六十四番地 三	同
員外監	渡辺正美	山梨市牧丘町西保下四千四十 二番地一	同

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の

長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市、南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町宮久保字三百水千七百七十五番一、千七百七十五番四の一部、千七百七十五番六、千七百七十五番七の一部、千七百七十五番一、千七百七十五番五、千七百七十九番九、千七百七十九番十、千七百七十九番一、千七百七十九番二の一部、千七百五十三番二の一部、千七百五十四番一の一部、千七百五十四番二の一部、千七百五十四番三、千七百五十五番一及び千七百五十五番五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市旭町上条北割二千五十八番二 株式会社 ササキ 代表取締役 佐々木 啓二

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公示は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十七日

山梨県立かえで支援学校長 荒 川 昌 浩

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 スクールバス運行業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立かえで支援学校

(二) 所在地 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号

三 落札者を決定した日 令和五年三月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 富士急バス株式会社

(二) 住所 山梨県南都留郡富士河口湖町小立四八三七

五 落札金額 三千八百五十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定による公示を行った日 令和五年二月二日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公示は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十七日

山梨県立かえで支援学校長 荒 川 昌 浩

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 スクールバス臨時登校便運行業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立かえで支援学校

(二) 所在地 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号

三 落札者を決定した日 令和五年三月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 富士急バス株式会社

(二) 住所 山梨県南都留郡富士河口湖町小立四八三七

五 落札金額 三十三万四千四百円（一日当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定による公示を行った日 令和五年二月二日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第九号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二試験職種の欄中「行政Ⅰ」を「行政」に、「行政Ⅱ」を「行政（アピール試験型）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 令和五年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
令和五年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。
令和五年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政	62名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政(アピール試験型)	2名程度	
	警察行政	10名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅰ	1名程度	主に保健所等で精神障害者やその家族への援助・相談、社会復帰のための支援等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	6名程度	主に福祉施設等で利用者(児童)の生活支援等の業務や、児童相談所等で相談支援等の業務に従事する。
	心理	2名程度	主に児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	4名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	化学	2名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営・技術の普及指導、試験研究等の業務に従事する。
	林業	15名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	9名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	4名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	5名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設(建築設備を含む)の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	3名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	畜産	1名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	保健師	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	保健師(警察)	1名程度	県警察の厚生課等に勤務し、主に警察職員の健康管理、公務災害等に関する業務に従事する。
	司書	1名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	県立博物館等において、保存科学及び文化財科学の調査研究、歴史資料等の収集保管、展覧会の企画運営、教育普及活動等の業務に従事する。
	文化財主事	1名程度	県文化振興・文化財課及び埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用、展示等の業務に従事する。
研究(機械)	1名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に機械に関する試験・研究等の業務に従事する。	
研究(電子)	3名程度	山梨県産業技術センター等に勤務し、主に電子に関する試験・研究等の業務に従事する。	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者）

イ 平成14年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成12年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和6年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とする。

試験職種	資格・免許等
社会福祉Ⅰ	社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和6年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は令和6年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和6年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は令和6年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師 保健師（警察）	保健師の免許取得者又は令和6年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は令和6年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員Ⅱ	学芸員の資格を有する者又は令和6年3月31日までに資格を有することとなる者

※ 社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格は次のとおりとする。

①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者

②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

④精神保健福祉士・厚生労働大臣の行う「精神保健福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師、司書、学芸員Ⅱ及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 保健師、司書、学芸員Ⅱ及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

令和5年5月8日（月）

(2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・ 令和5年5月8日（月）から令和5年5月23日（火）まで
- ・ 令和5年5月23日（火）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中常時受付

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和5年6月18日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 令和5年7月2日(日)	
	第2回 令和5年7月29日(土)～ 令和5年8月4日(金)のうち 指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政(ア ピール 試験型) 以外 40点 行政(ア ピール 試験型) 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数50題のうち、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答し、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答する。
	専門試験 (行政(ア ピール 試験型) 以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・ 行政及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・ 司書は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・ 学芸員Ⅱ及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・ その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政(ア ピール 試験型)) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
			社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 コミュニケーション能力、積極性、実行力等について個別面接(2回)を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※ 令和5年度は、実施職種なし。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政(アピール試験型)の場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が高同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	令和5年6月23日(金)
イ 最終合格者発表	令和5年8月18日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約198,400円（令和5年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

また、心理にあつては、受験資格に定める学科等を所定の期日までに卒業又は修了できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「令和5年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅰ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、心理学概論（社会心理学を含む。）、教育心理学、社会調査
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
保健師	
保健師（警察）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論
学芸員Ⅱ	保存科学、文化財科学、博物館学
文化財主事	考古学、文化財保護行政論
研究（機械）	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
研究（電子）	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学